

令和 3 年 9 月 2 4 日

保護者 各位

柏市長 秋 山 浩 保

登園自粛要請の終了について

日頃より、本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。また、登園自粛の要請に御協力をいただいていることを重ねてお礼申し上げます。

さて、このことについて、本市の認可保育園、認定こども園及び小規模保育事業所（以下「保育園等」といいます。）は、9月1日（水）から30日（木）までの期間において、保育料の減免を伴う登園自粛の要請を行っているところですが、本市における新型コロナウイルス感染症の感染者数は9月に入り減少傾向にあり、これに伴い臨時休園となる保育園等の数も減少しています。

そのため、保育料の減免を伴う登園自粛の要請は、予定どおり9月30日（木）までとし、10月1日（金）からは通常の保育を再開しますのでお知らせします。

なお、体調不良時のお休みの徹底や、適正な保育園等の利用については、引き続き、御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 対象となる保育園等

認可保育園、認定こども園、小規模認可保育事業所

2 通常保育再開日

令和3年10月1日（金）から

※保育料等の減免はありません。

3 留意事項

(1) 園児が発熱・体調不良（風邪症状がある場合も含みます。）

の場合は、保育園等をお休みしてください。ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。園児が発熱し

た場合は、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで登園することはできません。

- (2) 同居家族の方に同様の症状があり感染が疑われる場合や、兄弟姉妹が通う保育園等が新型コロナウイルス感染症によって臨時休園となっている場合も、感染拡大防止の観点からお休みの御協力をお願いします。
- (3) 園児本人又は同居家族がPCR検査を受検予定の場合又は受検した場合は、登園せずに速やかにお通いの保育園等に御連絡をお願いします。併せて結果につきましても御報告をお願いします。
- (4) 園児が濃厚接触者になった場合は、保健所の指示に従い自宅待機等の対応をお願いします。園児は、自宅待機等の期間においては登園できません。また、同居されている家族が濃厚接触者となった場合には、その家族の陰性が確認されるまで、感染拡大防止の観点から、お休みの御協力をお願いします。
- (5) 保育園等は、お子さんが集団で生活する場であり、どうしても密になりやすくなります。適正な範囲での御利用をお願いします。

4 問い合わせ先

柏市保育運営課指導運営担当

電話 04-7128-5517